

# 日本語の所有者上昇に見られる有生性制限について<sup>1</sup>

石田 尊

## 0. はじめに

日本語において、「涼子の髪」のように連体修飾の形ではなく、たとえば主格句と対格句のように独立した名詞句要素として所有者句と所有物句が現れ、かつその所有関係が文法的に重要な役割を果たしていると考えられる構文として、以下のようなものが考えられる<sup>2</sup>。

- (1) a. 健太<sub>i</sub>が髪<sub>j</sub>を染めている
- b. 涼子<sub>i</sub>が膝<sub>j</sub>をすりむいている
- (2) a. 健太<sub>i</sub>が涼子<sub>j</sub>に背中<sub>k</sub>を蹴られた
- b. 健太<sub>i</sub>が涼子<sub>j</sub>に髪<sub>k</sub>を切られた
- (3) a. 健太<sub>i</sub>がお腹<sub>j</sub>を壊した
- b. 涼子<sub>i</sub>が背中<sub>j</sub>を痛めた

他動詞「染める」のテイル文は、(4) a のように主格句と対格句とに所有関係（厳密には分離不可能所有関係）がない場合、通常は動作進行の解釈となる。経験・記録等パーフェクト的な解釈を排除するため、眼前の状況の描写としての解釈を強制し、かつ「涼子」も眼前に存在するものとして解釈すると、所有関係のない(4) a と(4) b の異なりはより明確になるようである。

- (4) a. あ、見て、涼子がハンカチを染めているよ
- b. あ、見て、涼子が髪を染めているよ

これは金水(1995)が指摘するように、現代日本語(標準語)が統語的アスペクト体系であることと結びついており、他動詞のテイル文(以下、他動詞-テイル文)では他動詞主語(外項)に関わる継続、つまり行為者の行為・動作が進行・継続する進行相解釈が取り出されるのが基本である。しかし、主格

句と対格句とに所有関係が認められる(1) a (および(4) b) では、進行相解釈とともに結果相解釈の場合が認められる。動詞の意味的な特徴から意図的な行為を表しにくい「すりむく」のテイル文(1) b においてはむしろ、結果相解釈のみが得られる。このことから、他動詞-テイル文の解釈について、所有関係の有無は重要な意味を持っているといえることができる。

(2) a は所有受動文(持ち主の受身)の中でも、主格句と対格句とに分離不可能所有関係が認められる例、(2) b は(2) a と同様の所有関係が認められる所有受動文の場合と、二格句と対格句とに所有関係が認められる間接受動文の場合のどちらとしても読み得る例である。受動文については1.3節で取り上げるが、名詞句間の所有関係が構文的な特徴と大きく関わっており、たとえば分離不可能所有関係の所有受動文は、格体制としては間接受動文と共通したパターンとなりながらも、解釈および二格句の文法的な特性の面では直接受動文と共通した特徴を示す。さらに、ヴォイスやアスペクトの構文だけでなく、(3)のように無標の他動詞文においても、動作主性や意志性の低い再帰的な解釈と所有関係とに直接的な関わりがあるように思われる。

本稿では(1)~(3)のような構文を仮に「分離不可能所有の所有者上昇」の構文として一括し、考察の対象とする<sup>3</sup>。本稿の中心的な目的は、これらの所有者上昇構文において実際に所有者句の移動が認められると考えられること、およびその移動には名詞句の有生性が関与していると考えられることを、記述的な観点から明らかにすることである。この記述が妥当なものであるとした場合、日本語の文法において、ヴォイスの文ではなくとも動詞外項が削除・抑制される現象が存在することと、有生の項名詞句に選択的に適用される名詞句移動が存在することの二つを仮定することになるが、それらの仮定を前提とした場合に分析上の影響を受けるいくつかの構文についても検討し、本稿の記述の妥当性を可能な限り検証する。

## 1. 所有者上昇構文の記述

本節では、分離不可能所有の所有者上昇構文について、他動詞のテイル文で結果相解釈となるもの、主格句と対格句、または二格句と対格句とに分離不可能所有関係の認められる受動文、そして再帰的で意図性の低い事象を表す無標の文等の観察を行うことで、この構文に見られる所有関係の文法的な特質を記述していく。まずは結果相解釈の他動詞-テイル文の場合を検討する。

### 1.1. 結果相解釈の他動詞-テイル文に対する基本的な記述

(4) でも試みたが、本稿では、結果相解釈と経験・記録のようなパーフェクト的解釈とを峻別しやすくするために、眼前描写的な状況での結果相解釈に注目しつつ例を観察していく。特に断らない限り、対格句の指示対象だけでなく主格句の実体も眼前にある状況での判断を前提とし、例文によっては、眼前描写の文であることを強制する文脈を補う場合もある。なお、議論の都合上、(5) (6) のような場合については後の3節にて扱い、この節では(1) のようなタイプのみを扱う。

- (5) a. 涼子が胸に名札をつけている (主語とニ格句とに所有関係)  
 b. 健太が腕に包帯を巻いている
- (6) a. 健太がスーツを着ている (所有関係にある名詞句なし)  
 b. 涼子がきれいな帯を締めている

さて、結果相解釈の他動詞-テイル文については、竹沢 (1991) において以下のような一般化が示されている。

- (7) 「ている」の結果相解釈は、主語が影響動詞の目的語を束縛している場合に得られる (竹沢 1991: 69, (34))<sup>4</sup>

この(7)は、他動詞文だけでなく非対格自動詞文<sup>5</sup>や受動文の場合のテイルも含めた一般化であり、主語位置に移動した内項名詞句が、目的語位置にあるそれ自体の痕跡を束縛する場合と、所有者句が分離不可能所有関係にある所有物句を束縛する場合とを並行的に扱うものである。以下(8)が竹沢(1991)で示されている結果相解釈の受動文の例、(9)が非対格自動詞文の例、(10)が分離不可能所有関係のある他動詞文の例である。

- (8) a. おもちゃがこわされている 竹沢 (1991: 60, (3) b)  
 b. ポスターがはがされている 竹沢 (1991: 60, (4) b)
- (9) a. おもちゃがこわれている 竹沢 (1991: 61, (5))  
 b. ポスターがはがれている 竹沢 (1991: 61, (6))
- (10) a. 山田さんが足を痛めている 竹沢 (1991: 68, (30) a)  
 b. 山田さんが髪を染めている 竹沢 (1991: 68, (30) c)

(8) や (9) の主語は動詞内項であり、目的語位置にある移動の痕跡を束縛する。それと同様に、(10) で主語となる所有者句が目的語位置にある所有物句を束縛すると考えることで、非対格自動詞文、受動文、他動詞文の結果相解釈について (7) のように統一した一般化が行えることになる。このことの確認のため、以下の例の結果相解釈について観察を行う。なおここでは結果相解釈以外の解釈は議論に関わりがないため、例文の右に結果相解釈に関する許容度のみを示すことにする。

- |      |    |                      |         |
|------|----|----------------------|---------|
| (11) | a. | あれ、健太が髪を真っ赤に染めているよ   | 結果相解釈   |
|      | b. | あれ、健太の髪が真っ赤に染まっているよ  | 結果相解釈   |
| (12) | a. | あれ、健太が弟を池に落としているよ    | * 結果相解釈 |
|      | b. | あれ、健太の弟が池に落ちているよ     | 結果相解釈   |
| (13) | a. | あれ、健太が財布をトイレに落としているよ | * 結果相解釈 |
|      | b. | あれ、健太の財布がトイレに落ちているよ  | 結果相解釈   |

(11) は主格句と対格句とに分離不可能所有関係が認められる場合、(12) は親族関係の場合、(13) は分離可能所有関係の場合である。(7) の一般化は、所有関係については分離不可能所有関係に限定されたものであり、それ以外の所有関係は対象としていないため、ここでの観察結果は竹沢 (1991) の議論の通りとなる。

続いて、分離不可能所有関係ではあるが、主格句の所有者句の他に、所有物句の内部にも音形をもつ所有者句が現れる場合を考える。

- |      |    |                                                   |         |
|------|----|---------------------------------------------------|---------|
| (14) | a. | あれ、健太が髪を真っ赤に染めているよ                                | 結果相解釈   |
|      | b. | あれ、健太 <sub>i</sub> が自分 <sub>i</sub> の髪を真っ赤に染めているよ | * 結果相解釈 |
|      | c. | あれ、健太 <sub>i</sub> が彼 <sub>i</sub> の髪を真っ赤に染めているよ  | * 結果相解釈 |
| (15) | a. | あれ、涼子 <sub>i</sub> が膝をすりむいているよ                    | 結果相解釈   |
|      | b. | あれ、涼子 <sub>i</sub> が自分 <sub>i</sub> の膝をすりむいているよ   | * 結果相解釈 |
|      | c. | あれ、涼子 <sub>i</sub> が彼女 <sub>i</sub> の膝をすりむいているよ   | * 結果相解釈 |

竹沢 (1991) では以下 (16) の対を示し、所有物句内に音形をもった所有者句がある場合でも、(16) a のように束縛関係があれば結果相解釈を認めている。

- (16) a. 山田さんが自分の髪を染めている 竹沢 (1991: 68, (31))  
 b. 山田さんが田中さんの髪を染めている

しかし (14) (15) のように眼前描写の文としての解釈を強制すると、「自分」のような照応形であっても結果相解釈を阻害するものと考えられる。

関連して、結果相解釈の他動詞-テイル文の対格句（所有物句）を主格句よりも文頭側までかき混ぜた場合を見る。

- (17) a. あれ、健太が髪を染めているよ 結果相解釈  
 b. あれ、髪を健太が染めているよ \* 結果相解釈  
 (18) a. あれ、涼子が膝をすりむいているよ 結果相解釈  
 b. あれ、膝を涼子がすりむいているよ \* 結果相解釈  
 (19) a. あれ、健太が腕を怪我しているよ 結果相解釈  
 b. あれ、腕を健太が怪我しているよ \* 結果相解釈

話者によっては (17)～(19) 各 b での結果相解釈がある程度可能、あるいは例により揺れが生ずる、といったことはあるだろうが、各 a の例と比べて結果相解釈での許容度は一様に低く、そのため結果相解釈以外のテイルの解釈が得にくい (18) (19) では、b の文の許容度自体も低い。所有物句の指示が決まりにくい (どのような実体の部分であるのかが解釈しにくい) こともあるが、それだけでなく、かき混ぜにより結果相解釈が明確に困難になっているように思われる。眼前の状況とは言えないが、以下のような例でも同様の結果となる。

- (20) a. お子さんがお腹を壊してる (んだって) 結果相解釈  
 b. お腹をお子さんが壊してる (んだって) \* 結果相解釈

「お腹を壊す」という表現の慣用句的な特徴も影響しているであろうが、結果相解釈に限定して考える限り、対格句のかき混ぜはほぼ不可能とみてよい。一方進行相解釈の場合には、(21) (22) が示すように所有物句の指示の決まりにくさに関する許容度上の問題は生じるものの、進行相の解釈自体には大きな影響は認められない。(17) b の場合も、進行相解釈であれば (21) (22) 各 b と同等の許容度である。

- (21) a. ほら、健太が腕をぐるぐる回しているよ  
 b. ? ほら、腕を健太がぐるぐる回しているよ
- (22) a. あ、涼子が足をばたばたしているね  
 b. ? あ、足を涼子がばたばたしているね

所有物句内に、「自分」のような照応形であっても音形を持った所有者句が組み込めないこと、所有物句のかき混ぜがほぼ不可能なことの二つは、所有物句内に所有者句の痕跡があると仮定することで一括した説明が可能だと思われる。結果相解釈の他動詞-テイル文において、所有物句内に何らかの空範疇は存在せず、所有者句が所有物句を c 統御し束縛するのみであるならば、照応形の有無に結果相解釈の可否が影響されるとは考えにくい。念のため「自分自身」の場合についても確認すると、やはり (23) のように結果相解釈は許容されず、連動して (23) b では文の許容度自体も低い。

- (23) a. あれ、健太が自分自身の髪を真っ赤に染めているよ \* 結果相解釈  
 b. あれ、涼子が自分自身の膝をすりむいているよ \* 結果相解釈

また、所有物句内に PRO の存在を仮定し、所有者句と所有物句の束縛関係をコントロール構造によるものとして分析することもできない。コントロール構造では PRO を含む部分のかき混ぜはさほど嫌われないと考えられるためである。

- (24) a. [ PRO<sub>i</sub> テレビを見ながら ]<sub>j</sub> 健太<sub>i</sub> は t<sub>j</sub> ご飯を食べている  
 b. [ PRO<sub>i</sub> 晩ご飯の材料を買うために ]<sub>j</sub> 健太<sub>i</sub> は t<sub>j</sub> 近所のスーパーに出かけた

こうしたことから、結果相解釈の他動詞-テイル文では所有物句内に所有者句の痕跡があり、そのため音形を持った所有者句は組み込めず、かき混ぜ操作が適用されると適性束縛条件の違反から文が非文となる、という分析が成り立つと考えられる<sup>6</sup>。

この分析は、(21) (22) 各 b のような進行相解釈の他動詞-テイル文の所有物句には適用されない。進行相解釈の他動詞-テイル文では、(25) (26) のように所有物句内に音形を持った所有者句が可能であることから、音形を持った

所有者句が現れていない場合はコントロール構造を、音形を持った照応形の所有者句が現れている場合には文法格後置詞の「の」による格の認可を仮定しておく。つまり、進行相解釈の他動詞-テイル文の所有物句内には、所有者句の移動の痕跡はなく、したがって適性束縛条件の違反も起こらないと考える、ということになる。

- (25) a. ほら、(今度は) 健太が自分の腕をぐるぐる回しているよ  
 b. ? ほら、(今度は) 自分の腕を健太がぐるぐる回しているよ  
 (26) a. あ、(今度は) 涼子が自分の足をばたばたしているね  
 b. ? あ、(今度は) 自分の足を涼子がばたばたしているね

以上の観察を整理すると以下 (27) のようになる。竹沢 (1991) では、所有物句内の構造についての直接的な言及はないが、基本的にこの (27) は竹沢 (1991) の一般化と同じ方向性のものである。

- (27) 結果相解釈の他動詞-テイル文に見られる所有関係 (暫定版)  
 a. 分離不可能所有関係に限定される  
 b. 所有物句内に所有者句の移動の痕跡が存在する

## 1.2. 所有者上昇と有生性制限の関係

結果相解釈の他動詞-テイル文に対して本稿が特に指摘しておきたいのは、以下 (28)~(31) 各 b のような例においては結果相解釈が得られず、文の許容度も低いという点である。結果相解釈の自動詞-テイルの例とともに確認する。

- (28) a. あれ、茶碗のふちが欠けている  
 b. \*あれ、茶碗がふちを欠いている  
 (29) a. あれ、新品のはずの消しゴムの角が丸まっている  
 b. \*あれ、新品のはずの消しゴムが角を丸めている  
 (30) a. うわ、レタスの根っこが腐っている  
 b. \*うわ、レタスが根っこを腐らしている  
 (31) a. あれ、チューリップの葉が枯れている  
 b. ??あれ、チューリップが葉を枯らしている

分離不可能所有関係については、管見のかぎり、もっぱら有生の所有者における全体-部分関係が議論の対象となっており、無生所有者の場合に分離不可能所有関係を認めてよいか否かについてはただちに判断を下せない部分がある。ただし、(28) (29) の「ふち」や「角」は、常に何らかの実体の「ふち」や「角」であるはずであり、その点において、所有物句のみでは具体的な指示対象が定まらず、所有者句による束縛が必要となる「髪」「膝」等の名詞と同様である。日本語においてはやはり無生名詞の扱いとなる植物の場合は、有生の実体の分離不可能所有関係との類似性がやや読み取りやすくなると思われるが、(30) (31) で明らかなように、他動詞-テイル文では結果相解釈は得られない。筆者自身は(31)の「枯らす」の場合に若干の許容度の上昇を読み取るが、これも植物に備わった生物としての機構が作動した結果枯れてしまった、というような読みによるものであり、植物に行為者としての解釈を読み込んでいるためと考える<sup>7</sup>。

こうしたことから、結果相解釈の他動詞-テイル文については、所有者(全体)が有生の実体の場合のみ結果相解釈が現れるという条件があり、無生の実体の所有関係ではそうした解釈は現れないということが認められる。この認定に対して反例となりそうな例にはたとえば(32)のようなものがあるが、解釈上は(32) aのように単なる状態の解釈か、(32) bのようなパーフェクトの解釈であり、結果相解釈の出現を考える際には分けて扱うことが適切だと考える。対格句をかき混ぜても、かき混ぜによる若干の許容度の低下以外、解釈が特に影響を受けないことも、このような例を別扱いする一つの根拠となろう。

- (32) a. この彫刻は最初から両腕を欠いている  
 b. (?) 三年前の地震のときにはもう、この彫刻は両腕を欠いていた
- (33) a. ? 両腕をこの彫刻は最初から欠いている  
 b. ? 三年前の地震のときにはもう、両腕をこの彫刻は欠いていた

以上から、結果相解釈の他動詞-テイル文については、本稿(7)として示した竹沢(1991)の一般化、および(27) b に示した所有物句内の痕跡の存在の他に、所有関係に(34)のような有生性上の制限を持っているものと考え



- (34) 結果相解釈の他動詞-テイル文にみられる分離不可能所有関係は、所有者が有生の実体である場合に限定される<sup>8</sup>

この(34)のような制限が存在する理由については2節以降検討を行うが、ここではひとまずの観察の成果として、(27)を改訂しておきたい。

- (35) 結果相解釈の他動詞-テイル文に見られる所有関係(改訂版1)
- a. 有生の実体が所有者となる分離不可能所有関係に限定される
  - b. 所有物句内に所有者句の移動の痕跡が存在する

### 1.3. 所有者上昇の着地点

本稿が扱うような分離不可能所有関係が、1.1節での観察のとおり所有物句内に所有者句の移動の痕跡を持つ、名詞句移動を伴った所有者上昇であるとすれば、その移動の動機や移動の着地点についても明らかにする必要がある。本稿では理論的な検討は先送りせざるを得ないが、記述的な観点から、特に移動の着地点の問題について検討を行っておきたい。

結果相解釈の他動詞-テイル文において、テイルが結果相解釈となることについては、所有者句の移動分析と自然に合致する。金水(1995)が述べているように現代日本語(標準語)は統語的アスペクト体系であり、テイルは文の主語として現れた実体に関する何らかの継続を表す。主語が行為者であれば行為者の行為/動作の継続、つまり進行相の解釈が、主語が変化動詞の対象の項であれば変化結果の継続、つまり結果相の解釈が現れる<sup>9</sup>。主語が分離不可能所有関係の所有者であった場合については、竹沢(1991)の「 $\theta$ 連鎖」に関する議論と同様に述部の動詞から見た場合には所有者句と所有物句とで一つの実体相当と見るか、それとも分離不可能所有関係を仲立ちに、部分の変化が全体にも及ぶものとして捉えるかで、説明上の選択肢はあると思われる。だがいずれの場合でも、結果相解釈の文の主語は行為者ではなく、竹沢(1991)の指摘のとおり他動詞文であっても行為者は文内から排除されているという想定が導かれることにはかわりがない。

このことから結果相解釈の他動詞-テイル文については、おおむね以下(36)のような構造であると考えられる。比較のため、分離不可能所有関係のある進行相解釈の場合も(37)に示す。

- (36) a. (あれ,) 健太<sub>i</sub>が [ t<sub>i</sub> 髪] を染めている 結果相解釈  
 b. [ ... NP<sub>i</sub> (所有者) ... [VP [NP t<sub>i</sub> N (所有物)] V ] ... ]
- (37) a. (バスルームで) 健太<sub>i</sub>が [ PRO<sub>i</sub> 髪] を染めている 進行相解釈  
 b. [ ... NP<sub>i</sub> (行為者) ... [VP [NP PRO<sub>i</sub> N (所有物)] V ] ... ]

(36) では、文内に行為者句はなく、その代わりに所有者が所有物句内から上昇している。一方 (37) では行為者はそのまま文内に存在し、テイルによってその行為に関わる継続が取り出される。この分析で重要なのは、結果相解釈には有生所有者句の移動とともに、動詞外項として現れるはずの、行為者の抑制が関わっていると考えられることである。

結果相解釈の他動詞-テイル文において行為者の抑制が起こっているとすれば、この構文は動詞本来の外項が文内に現れていない構文であるということになる。このことをひとまず外項削除の名で呼び、分離不可能所有関係との関係を整理したい。ただ、これまで見てきた他動詞-テイル文については、外項削除とテイル文の解釈とが直接的に結びついており、かつ外項削除の有無を確かめるはっきりした根拠を、テイルの解釈以外に探ることができていない<sup>10</sup>。したがってここでは、分離不可能所有関係の見られる所有受動文と間接受動文を検討の対象とする。なお以下、所有受動文については分離可能の所有受動文と区別する意味を込めて「分離不可能所有の所有受動文」と呼び分け、それと合わせて間接受動文の場合についても「分離不可能所有の間接受動文」と呼んでいく。

まず分離不可能所有の所有受動文の場合から検討する。結果相解釈の他動詞-テイル文と異なり、分離不可能所有の所有受動文では、特に影響動詞に限定されるというような制限はない。(38) が非影響動詞による例、(39) が影響動詞による例である。

- (38) a. 健太<sub>i</sub>が涼子に頭<sub>i</sub>を殴られた  
 b. 涼子<sub>i</sub>が友達にほっぺた<sub>i</sub>をつつかれた
- (39) a. 小学生<sub>i</sub>がその通り魔に顔<sub>i</sub>を切られた  
 b. 健太<sub>i</sub>が床屋にうっかり眉毛<sub>i</sub>を剃り落とされた

ここで考えなければならないのは、受動文二格句に降格している行為者句が、無標文の場合と同様に項としてのステータスを保っているのか、それとも項ではなく付加詞として現れているのかという問題である。田中 (2002) で

は、直接受動文と間接受動文の行為者句（田中（2002）では「動作主句」）について以下のように整理している。

(40) 田中（2002: 225, (53)）

	直接受動文	間接受動文
	付加詞	文法項
義務的要素	OK	OK
随意的要素	OK	—

田中（2002）によれば、すべての行為者句が主語の項としての特徴を持ち、かつ義務的要素である間接受動文の場合と異なり、直接受動文の行為者句は主語の項としての特性は示さず付加詞であるが、義務的要素として省略不可能な場合と、随意的要素として省略可能な場合とがあるとされる。田中（2002）で義務的動作主句における文法項と付加詞の識別のために用いられているのは「自分」の照応に関するテストと、副詞的要素を付け加えた場合の省略可能性に関するテストである。議論の詳細は割愛するが、現象としては以下のようなものが示されている。

(41) a. 太郎<sub>i</sub> が花子<sub>j</sub> に自分<sub>i/j</sub> の部屋で首を吊られた  
 b. 太郎<sub>i</sub> が花子<sub>j</sub> に一晩中自分<sub>i/j</sub> の部屋で騒がれた  
 田中（2002: 213, (33)）

(42) a. 太郎<sub>i</sub> が医者<sub>j</sub> に自分<sub>i/\*j</sub> の部屋で診察された  
 b. 太郎<sub>i</sub> が強盗<sub>j</sub> に自分<sub>i/\*j</sub> の部屋で殺害された  
 田中（2002: 214, (34)）

「自分」は主語指向性を持つ照応形であり、(41) のように間接受動文の場合には受動文の主語だけでなく行為者句も先行詞とするが、(42) が示すように直接受動文では行為者句は先行詞とならない。また、主語の項としての性質を持つ間接受動文の行為者句とは異なり、直接受動文の行為者句は、義務的要素である場合も義務的付加詞としての特徴を示すと田中（2002）は指摘している。

(43) a. 花子が太郎に騒がれた 田中（2002: 218, (41)）  
 b. #花子が騒がれた  
 c. #花子が一晩中騒がれた

- (44) a. 太郎がおばあさんに育てられた 田中 (2002; 217, (40))  
 b. #太郎が育てられた  
 c. 太郎が孤児院で育てられた

(44) c が示すように、何らかの副詞的要素を補うと義務的付加詞の行為者句は随意的になるが、文法項である間接受動文の行為者句は、(43) c が示すように副詞的要素を補っても随意的にはならないというのが、田中 (2002) の分析である。

分離不可能所有の所有受動文について、同様のテストを適用すると以下ようになる。

- (45) a. 健太<sub>i</sub>が涼子<sub>j</sub>に自分<sub>i/\*j</sub>の部屋で頭を殴られた  
 b. 健太<sub>i</sub>がその男<sub>j</sub>に自分<sub>i/\*j</sub>の部屋で顔を切られた  
 (46) a. 健太が酔った男にお尻を触られた  
 b. #健太がお尻を触られた  
 c. 健太が電車でお尻を触られた

(45) が示すように分離不可能所有の所有受動文の行為者句は「自分」の先行詞とはならず、また義務的要素として省略不可能な行為者句の場合も、(46) c が示すように副詞的要素を組み込むことで容認可能となる。これは直接受動文の行為者句と同様の結果であり、分離不可能所有の所有受動文の所有者句も付加詞であることを示していると考えられる<sup>11</sup>。

このことから本稿では、分離不可能所有の所有受動文については、動詞外項が項としては現れない、つまりは動詞外項が文内から排除された構文の一種であると認定することができると思う。

つづいて、分離不可能所有の間接受動文の場合を検討する。日本語の受動文には以下 (47) のように、主格句と対格句ではなく、二格句と対格句とに分離不可能所有関係が認められるものもある。これが本稿で「分離不可能所有の間接受動文」と呼ぶものであるが、興味深いことに、この種の受動文が問題なく成立するのは、動詞が影響動詞の場合に限られる。

- (47) a. 健太<sub>i</sub>が涼子<sub>j</sub>に髪<sub>i/j</sub>を切られた  
 b. 木村先生<sub>i</sub>が学生<sub>j</sub>にお腹<sub>\*i/j</sub>を壊された  
 (48) a. 健太<sub>i</sub>が涼子<sub>j</sub>に頭<sub>i/?j</sub>を叩かれた  
 b. 木村先生<sub>i</sub>が学生<sub>j</sub>に髪<sub>i/?j</sub>を触られた

(47) aは分離不可能所有の所有受動文の解釈（「髪」は「健太」の髪の解釈）とともに、分離不可能所有の間接受動文の解釈（「涼子」の「髪」の解釈）とが可能である。(47) bは、構造は(47) aと同じだが「お腹を壊す」が再帰的な状況を表すため所有受動文の解釈が得られない。このどちらも影響動詞の間接受動文であり、(49) が示すように、非対格自動詞の間接受動文と同様二格句に単一事象解釈の遊離数量詞が可能である<sup>12</sup>。

- (49) a. 木村先生はその事故で教え子に3人死なれた  
b. (?) 木村先生はゼミ旅行で学生に3人お腹を壊された

一方非影響動詞の(48) a, bでは、所有物句が二格句の実体の部分であるとする解釈の許容度自体が相対的に低く、容認する場合も以下(50)のように所有関係のない間接受動文と解釈上変わらない、つまり所有関係が文法的に大きな役割を果たさないものとなる。二格句の遊離数量詞については、(51) aが示すように許容度に問題が生じやすく、かつ容認する場合も多回事象解釈のみで単一事象解釈とはならないが、この点も所有関係のない間接受動文である(51) bと同様である。

- (50) a. 健太が涼子に太鼓を叩かれた  
b. 涼子が友達にアニメの歌を歌われた  
(51) a. # 昨日の授業中、木村先生は学生<sub>i</sub>に3人髪<sub>j</sub>を触られて機嫌が悪かった  
b. # 昨日のカラオケで、涼子は友達に3人アニメの歌を歌われて機嫌が悪かった

田中(2002)が指摘するように、間接受動文の行為者句は主語の項としてのステータスを保っており、格助詞や範疇(名詞句か後置詞句か)の問題を置くとすれば、間接受動文では行為者の抑制と外項の削除(または付加詞への降格)は起こらないものと考えられる。ただし、ヴォイス的には無標の文でありながら結果相解釈となる他動詞-テイル文が存在するように、受動文としての外項の降格とは独立して外項削除が起こる他動詞文の間接受動文も存在すると考えれば、ここでの観察は問題なく整理できる。つまり、間接受動文環境では動詞外項の降格は起こらないが、それ故に、最初から外項を持たない動詞(非

対格自動詞) や、外項削除を許しかつ実際に外項削除を起こしている影響動詞の間接受動文も可能であると考え、まずは分離不可能所有の間接受動文の動詞タイプ上の制限を説明することができる。さらに、ちょうど結果相解釈のテイル文についての議論で、動詞内項が主語となった場合と、内項の分離不可能所有者が主語になった場合とに束縛関係上の共通性を認めたのと同様に、これらの間接受動文の二格句にも共通性を認めることで、(49) のような共通性が表れることも十分予測できることになる<sup>13</sup>。

以上の観察を、特に分離不可能所有関係の分布について整理すると (52) のようになる。

(52) 受動文における動詞外項の降格・削除と分離不可能所有関係の分布

	所有受動文 外項の降格あり	間接受動文 外項の受動文としての降格なし
影響動詞	分離不可能所有 (主格-対格間) ok.	分離不可能所有 (二格-対格間) ok.
非影響動詞	分離不可能所有 (主格-対格間) ok.	分離不可能所有 (二格-対格間) —

(52) は観察の結果に過ぎず、動詞外項の降格の有無と動詞タイプの制限の分布とが具体的にどのような機構によって生じるのかを明確にできていない。ただし、(35) に示した観察上の成果に、新たに (53) c の項目を追加することはできると考える。この 1.3 にて受動文も扱ったことから、「等」を補っておく。

(53) 結果相解釈の他動詞-テイル文等に見られる所有関係 (改訂版 2)

- a. 有生の実体が所有者となる分離不可能所有関係に限定される
- b. 所有物句内に所有者句の移動の痕跡が存在する
- c. 動詞外項が削除または付加詞に降格されている場合のみ成立する

(53) c は、所有者上昇の移動の着地点を考える上で重要であり、動詞外項が所有者上昇を阻害するか、動詞外項と所有者句が交替する分析をできるように思われる。次の 2 節では、この (53) に対する本稿なりの説明を提示する。

## 2. 有生名詞句移動を想定した分析の提案

前節(53)のうちbが意味していることは、当然ながら、他動詞-テイル文や受動文における分離不可能所有の所有者上昇に、所有者句の名詞句移動が関与しているということである。しかし、名詞句内部から特定の名詞句のみを移動させることは、たとえば三原(2006: 131)においても指摘があるように、A-over-Aの原則に違反することになる。この節では、本稿が観察してきた構文の所有関係を再考することで、これらの構文の所有者上昇がやはり名詞句移動を含む現象であることを確認した上で、本稿の分析を示す。

### 2.1. 親族関係、分離可能所有関係と所有者上昇

文中に現れる所有関係には、分離不可能所有関係以外に親族関係や分離可能所有関係があるが、すでに見たように、所有者が眼前の状況に存在する場合、結果相解釈を許すのは分離不可能所有関係の場合のみである。(55)も(56)も、「健太」が眼前に見えている状況である限りにおいて、他動詞文は「落とそうとしている」というようなやや奇妙な進行相解釈のみであり、自動詞-テイル文と同様の結果相的狀況を表すことはできない<sup>14</sup>。

- (54) a. あれ、健太が髪を真っ赤に染めているよ 結果相解釈 (11)再掲  
 b. あれ、健太の髪が真っ赤に染まっているよ 結果相解釈
- (55) a. あれ、健太が弟を池に落としているよ \*結果相解釈 (12)再掲  
 b. あれ、健太の弟が池に落ちているよ 結果相解釈
- (56) a. あれ、健太が財布をトイレに落としているよ \*結果相解釈 (13)再掲  
 b. あれ、健太の財布がトイレに落ちているよ 結果相解釈

ここで重要となるのは、結果相解釈の他動詞-テイル文の所有関係は、所有者が有生の場合に限られるという事実である。受動文については確認していなかったが、以下のように無生の所有者の場合には分離不可能所有の所有受動文・間接受動文ともに成立しない。

- (57) a. \* 安全のため、鉄板が教員たちによって角を削られた/丸められた  
 b. 安全のため、鉄板の角が教員たちによって削られた/丸められた
- (58) a. \* 涼子は愛用の茶碗に縁を{欠かれた/割られた}  
 b. ? 涼子は愛用の茶碗の縁に{欠けられた/割られた}

(57) a は分離不可能所有の所有受動文をつくろうとした場合だが、主語が無生名詞句になるのに伴いニヨッテ受動文に変更するという手当てをしても、(57) b の直接受動文のようには許容されない。(57) a を許容する話者があったとしても、おそらくは所有受動文ではなく間接受動文(迷惑の受身)として許容することになる<sup>15</sup>。(58) a は分離不可能所有の間接受動文をつくろうとした場合だが、元々許容度上の問題を指摘される無生ニ格句の非対格自動詞の間接受動文((58) b) と比べても、その許容度はさらに低い<sup>16</sup>。こうしたことから、受動文の分離不可能所有関係においても(53) a が保たれていることが確認できる。

もう一点確認しておきたいのは、親族関係の所有受動文の行為者句は、分離不可能所有の行為者句と異なり義務的文法項であるという点である。まず(59) c と(60) c の異なりから分かるように、親族関係の所有受動文では副詞的要素を補っても行為者句の随意性は高まらない。

- (59) a 健太が酔った男にお尻を触られた (46)再掲  
 b. # 健太がお尻を触られた  
 c. 健太が電車でお尻を触られた  
 (60) a. 健太が酔った男に弟を殴られた  
 b. # 健太が弟を殴られた  
 c. # 健太が公園で弟を殴られた

さらに、付帯状況デ句について、随意的付加詞の行為者句が現れる分離不可能所有の所有受動文((61) a) と異なり、(62) a の親族関係の所有受動文では(63) a の間接受動文の場合と同様の振る舞いを見せる。これは、田中(2002)が指摘するように義務的動作主句の特徴であり、(61) a と(62) a とで述部は共通することから、所有関係の異なりで(61) a は分離不可能所有の所有受動文、(62) a は間接受動文として文が成立しているものと考えられる。

- (61) a. 被害者<sub>1</sub>はその男<sub>2</sub>にパジャマ姿<sub>1/\*2</sub>で背中をメッタ刺しにされた  
 b. その男<sub>1</sub>は被害者の背中をパジャマ姿<sub>1</sub>でメッタ差しにした  
 (62) a. 鈴木氏<sub>1</sub>はその男<sub>2</sub>にパジャマ姿<sub>\*1/2</sub>で弟をメッタ刺しにされた  
 b. その男<sub>1</sub>はパジャマ姿<sub>1</sub>で鈴木氏の弟をメッタ刺しにした  
 (63) a. 健太<sub>1</sub>は涼子<sub>2</sub>にパジャマ姿<sub>\*1/2</sub>で延々と段ボールを刻まれた  
 b. 涼子<sub>1</sub>がパジャマ姿<sub>1</sub>で延々と段ボールを刻んだ



こうしたことから、受動文における所有関係も、結果相解釈の他動詞-テイル文と同様、分離不可能所有関係とそれ以外の所有関係とで大きく分断されていることが確認できる。それでは、この種の所有者上昇構文が有生の所有者と無生の所有物句の分離不可能所有関係に限られ、無生の所有者や親族関係の場合を許さないことについてはどのように考えたよいであろうか。本稿では、この現象は基本的に、所有物句内の所有者句を移動させる名詞句移動に付随する有生性上の制限がもたらすものであると捉え、ひとまず以下のような仮説を立ててみることにする。

#### (64) 有生名詞句移動と所有関係

分離不可能所有の所有者上昇は、無生名詞の所有物句内から有生の項である所有者句を選択的に移動させる有生名詞句移動によって形成される

所有者上昇を成り立たせる機構として、有生名詞句限定の名詞句移動（有生名詞句移動と呼んでおく）を考えるこの(64)の利点は次のようになる。まず、移動させられる名詞句は有生名詞句に限られているため、無生名詞の所有者句の場合に結果相解釈の他動詞-テイル文、分離不可能所有の所有受動文および分離不可能所有の間接受動文が成立しないことと自然に対応している。また、親族関係の場合が分離不可能所有関係の場合と同じふるまいをしないことも、この所有者上昇が有生名詞句の統語的な移動によって形成されると考えることで問題なく捉えられる。もし親族関係の場合が分離不可能所有の場合と同様のふるまい（他動詞-テイル文で結果相解釈が現れる等）を示すのであれば、(64)のような仮説ではなく、単に有生の所有者を上昇させるような所有者上昇を検討することになるが、そうした所有者上昇は、有生所有物句内から有生所有者句を上昇させてしまうという点で、A-over-Aの原則に抵触するという問題を回避できないものと考えられる。しかし、無生所有物句内から有生所有者句を移動させる名詞句移動と捉えれば、着地点側から見て最近接の有生名詞を移動させるような現象と見なすことが可能な上に、親族関係の場合ではこれらの構文が成立しないことも自然に予測される。つまり、重要なのは所有関係そのものではなく、名詞句の有生性の方であり、無生名詞句内の有生名詞句が選択的に移動させられる現象だと見なすということである。

ただしこの想定はすぐさま、「健太-財布」のような分離可能所有の場合に

はなぜ、結果相解釈の他動詞-テイル文が成立しないのか、といった疑問を呼び起こす。所有者・所有物ともに有生名詞となる親族関係と異なり、分離可能所有では有生所有者と無生所有物の組み合わせは問題なく成立するからである。

この問題については、(64) に示しているように、項としての条項を有生名詞句移動の条件に盛り込むことで解決できると思われる。Ura (1996: 100-107 および 112-115) では、分離不可能所有と分離可能所有とで所有物句の内部構造が異なり、また特に所有者の  $\theta$  役割を所有物名詞が直接的に認可するのは分離不可能所有の場合のみであるという分析が示されている。(56) のような分離可能所有関係における所有者句が、所有物句から直接的に  $\theta$  役割を認可されないということは、所有物句から見てその所有者が必須の項ではないことを意味する。一方、分離不可能所有関係の場合では、所有者句は直接的に  $\theta$  役割を認可される、所有物句の必須の項であると見なすことができる。このことから本稿では、(64) には有生性に関する条件とともに、所有者句の項性に関する条件も含めておく<sup>17</sup>。

次の箇所ではこの (64) の想定について、所有者上昇と関わる有生名詞句移動の基本的な性質を検討し、分離不可能所有の所有者上昇を文法の全体像の中に位置づける。

## 2.2. 有生名詞句移動と他動性

2 節での検討を踏まえ、本稿 1 節の観察の成果 (53) を以下のように整理し最終版とする。

- (65) 分離不可能所有の所有者上昇における所有関係 (最終版)
- a. 有生の所有者と無生の所有物からなる分離不可能所有関係に限定される
  - b. 所有物句内に所有者句の移動の痕跡が存在する
  - c. 動詞外項が削除または付加詞に降格されている場合のみ成立する

このうち (65) c については、分離不可能所有の所有受動文のように影響動詞/非影響動詞の別なく動詞外項が付加詞に降格される場合と、結果相解釈の他動詞-テイル文や分離不可能所有の間接受動文のように影響動詞の場合に限

定されて外項削除が起こるといった場合とがあった。したがって、分離不可能所有の所有者上昇は、文内に動詞外項が項のまま存在する場合には起こらず、このことから有生所有者句の移動は、通常であれば動詞外項が併合される *v* の指定部 ((66) a 下線部) か、*v* の指定部に名詞句要素があると移動が妨げられる (66) b 下線部のような位置を着地点としているものと考えられる。

- (66) a. [<sub>VP</sub> \_\_\_\_\_ [[<sub>VP</sub> [<sub>NP</sub> [有生所有者NP] 無生所有物N ] V ] *v* ]]  
 b. [ \_\_\_\_\_ [<sub>VP</sub> [<sub>VP</sub> [<sub>NP</sub> [有生所有者NP] 無生所有物N ] V ] *v* ] ... ]

日本語の主語については、無生主語の場合も問題なく可能であることから、仮に有生名詞句移動が (66) b の下線のような位置への移動 (つまり *vP* 外への移動) であった場合でも、その着地点を *T* の指定部だと考える理由はない (つまり *T* の指定部への名詞句移動に有生性制限は関与しない) と思われる。そのため有生名詞句移動の着地点は、(66) a のように *v* の指定部となるか、(66) b のように *v* の指定部でも *T* の指定部でもない位置が候補となる。これまで見てきたように、分離不可能所有の所有者上昇はテイル文や受動文の場合に明確に認められることから、アスペクトやヴォイスの主要部が形成する句の指定部を想定することも可能かもしれない。

この問題について本稿では、以下のような例の存在から、(66) a の分析を想定しておきたいと考える。

- (67) a. 健太<sub>i</sub>がお腹<sub>i</sub>を壊した (3)再掲  
 b. 涼子<sub>i</sub>が背中<sub>i</sub>を痛めた

(67) に特徴的な再帰的解釈は、所有物句内に音形を持った所有者句を組み込むと問題が生じ、慣用句的な特徴から再帰的解釈をキャンセルできない (68) a は非文になり、再帰的解釈がキャンセルできる (68) b のような場合では意図的動作を含め通常の他動詞文の解釈が現れる。

- (68) a. \* 健太が自分のお腹を壊した  
 b. # 涼子が自分の背中を痛めた

また、(69) が示すように非影響動詞では再帰的な解釈が得られず、所有者句が文の主語に限定されない読みとなる。

- (69) a. 健太<sub>i</sub>がお腹<sub>i/k</sub>をなでた  
 b. 涼子<sub>i</sub>が背中<sub>i/k</sub>をさすった

これは、本稿が検討してきた分離不可能所有の所有者上昇の特徴そのものであり、ヴォイス的にもアスペクト的にも無標の構文においてもこの種の所有者上昇が成立することが確認できる。

こうしたことから本稿は、分離不可能所有の所有者上昇を成立させる有生名詞句移動は、*v*の指定部を着地点とするものと考えておきたい。またこの移動については基本的に、Saito & Takita (2009)の分析のように、*v*のEPP素性によるものと考えておく。本稿が有生名詞句移動と呼んでいるものは、動詞外項が文内から排除された場合に見られるものであり、これは*v*のEPP素性は動詞外項の併合か動詞内項の連続循環移動により満たされるとするSaito & Takita (2009)の分析と基本的に共通したものとする。ただし重要なのは、本稿が観察してきた移動は有生名詞句に限定されたものであり、無生名詞句の場合には適用されない（少なくとも適用されているという事実が観察できていない）という点である。こうした問題については検討を先送りせざるを得ないが、以上からひとまず、分離不可能所有の所有者上昇を成立させる有生名詞句移動として本稿が想定しているものの概要は明確にできたと考える。

この移動は単に所有者上昇構文を成立させるだけでなく、外項が削除された動詞句の他動性の問題に関わっている。つまり、外項が削除されたことでさまざま非対格自動詞文や直接受動文になるのではなく、外項の代わりに所有者句が*v*の指定部に移動し、少なくとも文の格体制としては主格句と対格句の揃った他動的な構造を維持する。また同時に、行為者ではない有生所有者を動詞句構造の第一の項として昇格させることで、非行為者の有生名詞句に対する叙述の構造を形成する。こうしたことを考慮し、かつ*v*については他動性関連の主要部であると考えられることも考え合わせると、有生名詞句移動の着地点が*v*の指定部となることにもそれなりの動機があるように考えられる<sup>18</sup>。

金水 (1991) においては、日本語の二格直接受動文において以下のような制約があることが指摘されている。

- (70) 受動文における人格的役割の分布制約：(金水 (1991: 10, (56))

非人格的役割を担う名詞句が受動文の新主語であるとき、人格的役割を担う旧主語を二格で表示してはいけない。

この (70) は (71) a のように主格句も二格句も有生名詞である場合, (71) b のようにどちらも無生名詞である場合は許されるが, (71) c のように主格句が無生名詞, 二格句が有生名詞である場合が排除されることを捉えたものである。

- (71) a. 健太が涼子に叱られた  
b. 家屋が濁流に押し流された (金水 (1991) の例文を修正)  
c. \* 車が健太に洗われた

受動文における有生性制限については石田 (2003) でも検討を行ったが, 受動文の構造や分類上のバリエーションと有生性制限との関わりについては, 議論の都合上割愛する。ここで重要なのは, 動詞句の他動性やヴォイスのシステムを考える際, 日本語では, 動詞の項構造や項の  $\theta$  役割だけでなく, 名詞の有生性までが反映されたシステムを考える必要があるということであり, 受動文に関する金水 (1991) の指摘も, 本稿のこれまでの検討結果も, 有生性と他動性との密接な関係を想定した上で分析を行う必要があることを示している。またこのことが, 本稿が有生名詞句移動というものを仮定し, その着地点を  $v$  の指定部であると見ることの基本的な動機ともなっている。

以上, 分離不可能所有の所有者上昇に関わる有生名詞句移動について, 本稿の想定を整理した。この想定は, 以下の二つの想定を含むものである。

- (72) a. 日本語では, 無標の文においても動詞外項の削除が起こる  
b. 日本語には,  $v$  の指定部に有生の項名詞句を選択的に移動させる現象がある

次の3節では, これまでに検討を行っていないいくつかの構文について検討を行い, 分離不可能所有の所有者上昇と, 有生名詞句移動とを関連づける本稿のアプローチの妥当性を検証する。

### 3. 他の構文での検証

本稿の最後の課題として, 他動詞文でありながら結果相解釈が得られる構文のうち, これまで扱っていない (5) (6) のようなものと, 有生の内項を持つ非対格自動詞文とを検討する。前節までで本稿が示した有生名詞句移動を前

提とした分析が妥当なものであれば、これらの構文についても問題なく扱えるはずである。

### 3.1 場所句からの所有者上昇

竹沢 (1991) では、結果相解釈のテイルが現れるものとして、主格句と対格句とに分離不可能所有関係が認められるものだけでなく、以下のような例も扱われている。

- (73) a. 山田さんがセーターを着ている 竹沢 (1991: 69, (35))  
 b. 山田さんが帽子をかぶっている  
 c. 山田さんが手袋をはめている

これらは竹沢 (1991) で示されているように、主格句と分離不可能所有関係を構成する二格句が想定できるものである。

- (74) a. ? 山田さんが (自分の冷え切った) からだにセーターを着た  
 b. 山田さんがはげ頭に帽子をかぶった  
 c. 山田さんが右手に手袋をはめた  
 (竹沢 (1991: 70, (36)). 許容度の判定も竹沢 (1991) に従う)

竹沢 (1991) では許容度上の異なりは示されているものの、「着る」と「かぶる」「はめる」のような動詞とを特に区別していない。本稿では、議論の都合上、まずは着点の二格句が明示的に現れている以下 (75) のような例 (便宜上、場所句からの所有者上昇構文と呼ぶ) を検討し、その後、着点二格句が現れない (もしくは、現れにくい) 例を検討する。

- (75) a. 見て、涼子が胸に名札をつけているよ  
 b. あれ、健太が腕に包帯を巻いているよ  
 c. あれ、涼子が腕にタトゥーを入れているよ

(75) a ~ c はいずれも、進行相の解釈も得られるが、「名札」「包帯」「タトゥー」等が着点となる所有物句に付着・装着済みという結果相の解釈も問題なく得られる。この構文の二格句に音形を持った所有者を組み込んだ場合が

(76), 親族関係の所有関係に変更した場合が (77) である。いずれの例においても結果相解釈は阻害され、本稿前節までで検討してきた分離不可能所有の所有者上昇の構文と同じ結果となる。結果相解釈に関する許容度のみを示す。

- (76) a. 見て、涼子が自分の胸に名札をつけているよ \* 結果相解釈  
 b. あれ、健太が自分の腕に包帯を巻いているよ \* 結果相解釈  
 c. あれ、涼子が自分の腕にタトゥーを入れているよ \* 結果相解釈  
 (77) a. 見て、涼子が妹に名札をつけているよ \* 結果相解釈  
 b. あれ、健太が弟に包帯を巻いているよ \* 結果相解釈  
 c. あれ、涼子が妹にタトゥーを入れているよ \* 結果相解釈

さらに (78) (79) 各 a が示すように、場所句からの所有者上昇構文は、無生所有者句では成立しない。

- (78) a. \* あれ、窓ガラスが表面に黒い汚れをつけているよ  
 b. あれ、窓ガラスの表面に黒い汚れがついているよ  
 (79) a. \* 見て、ハンマーがグリップに滑り止めのテープを巻いているよ  
 b. 見て、ハンマーのグリップに滑り止めのテープが巻かれているよ

こうしたことから、場所句からの所有者上昇構文は、本稿が分離不可能所有の所有者上昇構文と呼んできたものの一種であり、二格句として現れる所有物句内の有生所有者句が、有生名詞句移動により移動させられたものであると見ることができる。

ただし一点、有生名詞句移動に関わる問題として、所有物句の範疇の問題を考慮しておく必要がある。主格句と対格句とで分離不可能所有関係が構成される所有者上昇構文では、所有物句は文の目的語であり、その範疇は名詞句 (NP) であると考えられる。しかし場所句の二格句については後置詞句 (PP) の場合が基本だと考えられるため、有生名詞句移動が PP 内の所有物 NP 内にある所有者 NP に適用できるか否かを検討する必要があるが生じるのである。

- (80) a. # 健太は机に2つ両手に持った鉛筆を置いた  
 b. # 涼子は袋に2つたくさんのお菓子を入れた

(80) で確認できるように、着点の二格句では単一事象解釈の遊離数量詞は不可能であり、解釈上は多回事象解釈となるか、許容度に問題を生ずる。このことは (80) の「机に」や「袋に」が後置詞句であることを意味する。場所句からの所有者上昇は結果相解釈のテイル文において認められるため、所有関係のあるテイル文とないテイル文とを比較してみる。

- (81) a. あれ、涼子が指に3本絆創膏を貼っているよ  
 b. # あれ、涼子が鉛筆に3本シールを貼っているよ  
 (82) a. あれ、ザリガニさんが脚に4本包帯を巻いているよ  
 b. # あれ、健太がバットに3本滑り止めのテープを巻いているよ

(81) では、眼前に涼子が存在する状況だとして解釈すると、分離不可能所有関係のない (81) b は進行相の解釈となるか、許容度が低下する。一方 (81) a では同時に3本の指に絆創膏が貼られているという解釈が可能である。(82) も同様であり、結果相解釈の得られる (82) a では多回的・累積的な解釈ではなく単一事象解釈の遊離数量詞が可能である。

この遊離数量詞の解釈上の違いが、テイルの解釈上の相違に由来するものであって、場所句からの所有者上昇構文の二格句がNPであることの根拠にはならないのではないか、テイルの解釈が数量詞の解釈に与える影響を考えなければならぬのではないか、という批判は可能であるかもしれない。ただし (83) のように、同じ場所句でも基本的にすべて後置詞句として現れると考えられる起点カラ句では結果相解釈の他動詞文が成立しないことも考え合わせると、所有者上昇を許す場合の場所句はNPとして現れているという可能性が考えられる<sup>19</sup>。

- (83) a. あれ、健太が指から絆創膏をはがしているよ \* 結果相解釈  
 b. 見て、涼子が耳からピアスを外しているよ \* 結果相解釈

Koizumi (1994) や Sadakane & Koizumi (1995) の議論でも示されているように、着点的な二格句でも受影性の読み (affected reading) が認められる (84) a のような場合には二格NPとして現れると考えることが可能である<sup>20</sup>。



- (84) a. ホクトは好きな女の子に2人花束を贈った affected goal  
 b. \* ホクトは外国に2つ花束を贈った nonaffected goal  
 (文法性判断, 例文ともにSadakane & Koizumi (1995: 22, (38)))

場所句からの所有者上昇の構文では、述部の動詞から見た場合には所有者句と所有物句とで一つの実体（この場合は受影読みのある着点）相当と見るか、分離不可能所有関係を仲立ちに、部分への受影が全体にも及ぶものとして捉えるか、分析上二つの可能性が考えられるが、このことは主格句と対格句とで分離不可能所有関係を構成する所有者上昇の場合と変わらない。いずれにしても、着点に供給される受影の読みと着点句がNPとして現れることが対応し、かつ着点句がNPの場合にのみ分離不可能所有の所有者上昇が起こると考えれば、特にPP内からの有生名詞句移動を考えなくとも場所句からの所有者上昇を記述することは可能のようである。また、着点句はVP内の要素であり、内部に有生所有者があれば、基本的にはそれがvがc統御する最近接の有生名詞となるため、有生名詞句移動の着地点がvの指定部であるとする本稿の想定と着点二格句の併合位置の関係にも問題がない。

- (85) 場所句からの所有者上昇

$[_{VP} \text{ \_\_\_\_\_\_ } [_{VP} [_{NP} \text{ [有生所有者NP] 無生所有物N} ] [ NP(\text{ヲ}) V ] ] v ] ]$

以上から、場所句からの所有者上昇の動詞句の構造は概略 (85) のようなものであると考えられる。また、記述上新しく指摘した、分離不可能所有の所有者上昇が可能な着点二格句の範疇はNPであるという点を新たに考慮に入れるだけで、場所句からの所有者上昇についても本稿のアプローチ（動詞外項の削除と有生名詞句移動による所有者上昇）で十分記述可能であることが確認できたとする。

### 3.2. 有生場所句そのものの上昇

続いて検討するのは以下 (86) のような構文である。これらは特に着点二格句を必要とせず、かつテイルが結果相解釈となり得るものである。

- (86) a. あれ、健太がスーツを着ているよ  
 b. ほら、涼子がスカートをはいているよ  
 c. あれ、涼子がきれいな帯を締めているよ

本稿の有生名詞句移動が、*v* から見て最近接の有生名詞句を選択的に移動させるものであるとした場合、有生名詞句移動の対象となるのは所有者句に限られないはずである。有生の動詞内項の場合については次の箇所であらうが、この(86)は、動詞外項削除を前提に、有生かつ受影の着点句が*v*の指定部に移動した構文と見ることができる。

- (87) a. \* 見て、鳥居が立派なしめ縄を締めているよ  
 b. \* 見て、街路樹がたくさん電球をつけているよ

(87)で確認できるように、「鳥居」や「街路樹」のような無生名詞が主語となる場合は解釈上一定の問題が生じ、無生の主語に対する擬人法的な読み込みができない場合にはほぼ許容されないものと考えられる。このことから(86)のような場所(着点)主語の構文を有生名詞句移動の関わるものとしてみることは、基本的には可能であると考えられる。ただし以下(88)や、本稿注7でも触れた(89)のような無生主語の構文が存在することは、ここでの分析上の大きな問題となる。(88)の「トラック」も(89)の「梅」も、対格句の実体の着点や発生場所として解釈し得るものであり、無生の場所主語構文として認定しなければならない可能性がある。

- (88)           トラックがたくさん干し草を {積んでいる / 乗せている}  
 (89)           梅が つぼみをつけている

一般に乗り物については、有生の実体によりコントロール可能な場合には有生名詞として扱われると考えられることもあり、(88)については有生名詞句移動の関わる、有生場所主語構文として扱うことも可能であるかも知れない<sup>21</sup>。しかし(89)のような例ではそうした分析は不可能である。

ここでは場所代句と結果相解釈のテイル文との共起に問題があることを利用したテストを確認したい。

- (90) a. 池の氷が {割れている / 融けている}  
       b. # 池で氷が {割れている / 融けている}  
 (91) a. ステージ上の健太が髪を染めている (ことに涼子はようやく気がついた)

- b. # ステージ上で健太が髪を染めている (ことに涼子はようやく気がついた)

(90) (91) それぞれのコントラストからも確認できるように, 結果相解釈のテイル文は場所デ句との共起に問題がある. これは基本的に, 以下のコントラストと同様のものと考えられ, デキゴトの生起する場所を表すという場所デ句の基本的な特性と結果相解釈のテイルの状態性が衝突しているものと思われる.

- (92) a. 家の前 |に/\*で| 病院がある  
b. 家の前 |\*に/で| 集会がある

この 3.2 節で扱う場所主語構文の場合は以下のようになる.

- (93) a. ステージ上の健太が涼子の制服を着ている (ことに涼子はようやく気がついた)  
b. # ステージ上で健太が涼子の制服を着ている (ことに涼子はようやく気がついた)
- (94) a. ケースの中の (盆栽の) 梅が薄紅色のつぼみをつけている (ことに涼子はようやく気がついた)  
b. ケースの中で (盆栽の) 梅が薄紅色のつぼみをつけている (ことに涼子はようやく気がついた)

(93) b では, 場所デ句との共起によりデキゴトとしての解釈が要求され, 結果として衣服を装着するという進行相解釈が強制されることになるが, その解釈がうまく得られない場合には文の許容度自体も低下する. 一方 (94) では場所デ句と共起させた (94) b でも特に許容度上の問題は生じない. これは (94) b および (89) が純然たる結果相解釈ではなく, 植物のような実体の特殊な行為の進行を表すテイル文であるということの意味していると考えられる. またもしこのように考えることが妥当であれば, 一切の行為が認められない「鳥居」を主語とする (87) a が許容されないことも, 植物それ自体の行為ではない事象を表す (87) b が許容されないことも, 問題なく説明できることになる.

以上のことから、本稿では有生の場所主語構文と無生の場所主語構文とを区別して扱うことにし、またここで見たような無生の場所主語構文についてはあくまで擬似的な場所主語構文として見なす<sup>22</sup>。

さて、この有生場所主語構文で興味深い点は、場所句からの所有者上昇構文の場合には成立しなかった、起点的な場所句の場合でも結果相解釈のテイル文が成立することである。竹沢（1991: 注 19）にも同様の指摘がある。

- (95) a. あれ、健太がジャケットを脱いでいるよ  
b. あれ、涼子が眼鏡を外しているよ

3.1 節で見たように、有生名詞句移動はPP内の有生名詞句には適用できないものと考えられ、したがって常に後置詞句となる起点カラ句の場合には分離不可能所有の所有者上昇は起こらなかった。しかし、仮に起点の解釈であっても、それが受影の読みを得、後置詞を伴わず名詞句として現れれば有生名詞句移動の対象となり得る、と考えることには特に問題はないものとする。[「ジャケット」や「眼鏡」が取り去られ、有生の場所である「健太」や「涼子」に対する何らかの受影性を読み込めようになることで、「健太」や「涼子」が場所要素ではなく項の要素として文内に組み込まれると考えれば、たとえ起点的な解釈であっても本稿の有生名詞句移動の対象となり得ると考えることには特段の不思議はないと考えられるのである。このとき併せて外項削除が起こっていれば、vの指定部を着地点とする有生名詞句移動が起こり、場所句上昇型の結果相解釈のテイル文が成立することになる<sup>23</sup>。このことは、本稿の考える有生名詞句移動がその名の通り有生の名詞句に適用される移動であり、統語的な条件さえ整っていれば、名詞句のθ役割には頓着しない（つまり、分離不可能所有者でも、着点的な場所でも、起点的な場所でもよい）ものであることを意味している。

以上から、場所句そのものが上昇するこの構文についても、本稿のアプローチに特に問題がないことは確認できたとし、その構造は(96)のようなものであると考えておく。

- (96) 有生場所句そのものの上昇

[<sub>VP</sub> \_\_\_\_\_ [[<sub>VP</sub> 有生場所 NP [ NP (ヲ) V ]] v ]] <sup>24,25</sup>

### 3.3 有生内項の非対格自動詞文

本稿最後の作業として、有生の内項を持つ非対格自動詞文の場合を取り上げる。本稿の有生名詞句移動は外項が削除されているか付加詞に降格されている場合に起こったが、最初から外項を持たない非対格自動詞の構文でも起こるか否かを確認するのが目的である<sup>26</sup>。ただし、観察上の留意点として、場所句の上昇する構文とは違い、無生名詞の場合でも有生名詞の場合でも文の解釈はほとんど変わらないという問題がある。以下 (97) (98) で確認できるように、有生名詞の内項の場合でも、無生名詞の場合でも、自然な結果相解釈が得られる。

- (97) a. 涼子が倒れた  
 b. マイクスタンドが倒れた
- (98) a. 涼子が倒れている  
 b. マイクスタンドが倒れている

本稿の想定する有生名詞句移動の着地点は $v$ の指定部である。非対格自動詞と共に起する $v$ が指定部を投射しない機能範疇であるならば、有生名詞句移動も引き起こされず、したがって内項名詞句の有生性が非対格自動詞文の文法的な特徴に反映されることもないと考えられる。しかしもし、有生内項の非対格自動詞文と無生内項の非対格自動詞文とに文法的な異なりが見いだせるのであれば、非対格自動詞と共に起する $v$ においても、動詞内項の有生性と対応する特性上のバリエーションを想定する必要が生じる。

この問題について、以下 (99) (100) 各 b のような例の許容度の差は重要だと考えられる。

- (99) (爆弾が爆発した、その衝撃で)  
 a. 女性が3人ばたりと倒れた  
 b. ??女性がばたりと3人倒れた
- (100) (近所でガスボンベが爆発した、その衝撃で)  
 a. 雨戸が3枚がたんと外れた  
 b. 雨戸ががたんと3枚外れた
- (101) a. あれ、(あんな所に)女性が倒れている  
 b. あれ、雨戸が外れている

「倒れる」「外れる」ともに、(101)が示すように眼前描写の状況でのテイル文では結果相解釈となり、その項は行為者ではなく対象の $\theta$ 役割であると考えられる。したがって「倒れる」「外れる」ともに内項のみを唯一の項とする非対格自動詞であると認定できる。しかし、同じく内項を主名詞とする遊離数量詞であるはずなのに、(99) b には (100) b と比べて明らかに許容度上の問題が生じている。類例を追加する。

- (102) a. 追いかけてっこをしてふざけていた小学生が3人お堀に落ちたそうです  
 b. ??追いかけてっこをしてふざけていた小学生がお堀に3人落ちたそうです
- (103) a. 転んで手からこぼれたビー玉が3つ側溝に落ちたそうです  
 b. 転んで手からこぼれたビー玉が側溝に3つ落ちたそうです
- (104) a. 小学生がお堀に落ちている  
 b. ビー玉が側溝に落ちている

有生の主格句が現れる (102) では、(102) b のように場所ニ格句よりも動詞側に遊離数量詞を置くと、単一事象解釈の場合に許容度上の問題が生じる。許容度がさほど低下しないという場合でも、遊離数量詞の解釈は多回的・累積的なものとなるか、部分量の読みとなると思われる。これらはどれも副詞的な、VP quantifier としての解釈であり、これは名詞句やその痕跡と構成素関係を構成しない場合の解釈である。一方 (103) では、(103) b の場合でも非部分量であり同時量の、単一事象解釈としての解釈が可能である。このことは、(103) b で遊離数量詞と構成素関係をなす動詞内項の位置に主格句の痕跡があることを意味する。

自動詞に関してこうした遊離数量詞のふるまい上の異なりが現れた場合、これまでは単純に、内項位置に痕跡があるかないか、つまりその自動詞が外項のみを持つ非能格自動詞であるか、それとも内項のみを持つ非対格自動詞か、という対立でもって説明されてきたと考える。しかし (104) で確認できるように、テイルは有生主格/無生主格どちらの場合も結果相解釈であり、どちらも非対格自動詞であると考えられる。

この問題について本稿は、主名詞と構成素関係にある (NP quantifier の) 遊離数量詞が、主名詞とともに有生名詞句移動を適用される可能性を考えた

い、日本語の数量詞に現れる類別詞には「-人」/「-個」のように有生性を明示するものがある。有生の主名詞が有生名詞句移動を適用される際、こうした類別詞自体の特性も相まって、NP quantifierの遊離数量詞とともにvの指定部の位置へと移動させられるとすれば、もともとの動詞内項の位置に有生類別詞の遊離数量詞が現れない（残留できない）ことも予測ができることになる。

無生名詞の遊離数量詞の場合には、(103) aのように数量詞が主語位置までともに移動する場合も、(103) bのように数量詞は最初の併合位置（内項と構成素関係となる位置）に残留する場合も可能となる。しかし、有生類別詞の場合は(105) aのように有生の主名詞とともに、少なくともvの指定部までは移動させられてしまい、(105) bのような構造になることは許されないとすれば、数量詞と主名詞とが構成素関係を保ったまま主語位置まで移動した(102) aと、数量詞を元位置に残留させたように見える(102) bとに許容度の差が生じることも理解できると思われる。つまり、有生名詞句移動を主名詞とともに適用されるため、(102) bの位置に数量詞は残留できず、残留できているように見える場合も、それは内項のNP quantifierではなく副詞的なVP quantifierであり、単一事象解釈となることができない、といった説明が考えられるのである。この構文でNP quantifierの遊離数量詞が問題なく可能なのは、数量詞とともに主格句がvの指定部を経由して主語位置まで移動した場合のみとなる<sup>27</sup>。

- (105) a.  $[_{VP} [\text{有生内項NP } 3 \text{ 人}]_i [_{VP} t_i V] v ]]$   
 b. \*  $[_{VP} \text{ 有生内項NP}_i [_{VP} [ t_i 3 \text{ 人} ] V] v ]]$

以上から、少なくとも非対格自動詞文における遊離数量詞の問題については、本稿の有生名詞句移動が非対格自動詞文でも起こり、かつ有生の類別詞を持ち有生の内項名詞句と構成素構造となる遊離数量詞も、有生名詞句移動の適用対象となると考えることで説明できる可能性があることが示せたとする。

### 3.4. 検証のまとめ

この3節では、場所句からの所有者上昇、場所句そのもの上昇、そして非対格自動詞の有生内項の上昇を本稿のアプローチで記述することで、有生名詞句移動の存在を前提とした本稿の記述の妥当性を検証してきた。2節までの記述に追加すべき新しい事項は以下のようになる。

- (106) a. 有生名詞句移動が分離不可能所有の所有者上昇を構成する場合、所有物句の範疇は名詞句 (NP) に限定されている  
 b. 有生名詞句移動は所有者句だけでなく有生の項一般に適用される  
 c. 有生の類別詞を持ち、有生主名詞と構成素構造を形成する NP quantifier は、主名詞とともに有生名詞句移動の適用を受ける

この (106) の記述を組み入れることで、本稿のアプローチは分離不可能所有の所有者上昇が見られる他動詞-テイル文 (所有物句が他動詞内項の場合および場所ニ格句の場合を含む)、分離不可能所有の所有受動文および間接受動文の所有者上昇を問題なく説明し、かつ、受影の読みのある有生の場所句の上昇や、非対格自動詞の有生内項の上昇についても説明することが可能になる。今後さらなる検討が必要な部分は多いが、本稿のアプローチが基本的には妥当なものであることは確認できたと考える。

#### 4. 総括

本稿では、結果相解釈の他動詞-テイル文と、分離不可能所有の所有受動文および間接受動文の観察を通して、分離不可能所有の所有者上昇に、有生名詞句移動が関与していることを指摘した。有生名詞句移動とは以下 (107) のようなものであり、これは分離不可能所有の所有者句のみならず、有生の項名詞句すべてに適用され得るものである。

- (107) a. 有生名詞句移動の環境：動詞外項が項として文内に存在しないこと  
 b. 有生名詞句移動の着地点：v の指定部  
 c. 有生名詞句移動の適用対象：有生の項名詞句 (動詞の有生内項、分離不可能所有の (有生) 所有者、および受影の読みのある有生場所 NP を含む)  
 d. 有生名詞句移動の阻害要因：有生名詞句内にある有生項名詞句や、後置詞句内にある有生項名詞句には適用できない

この有生名詞句移動は、所有者上昇においては以下のように働く。



## (108) 有生名詞句移動と所有関係

## (64) 再掲

分離不可能所有の所有者上昇は、無生名詞の所有物句内から有生の項である所有者句を選択的に移動させる有生名詞句移動によって形成される

本稿が扱ってきた所有者上昇は、有生名詞句が統語的に移動する現象であり、基本的に名詞句移動に関する一般的な制約に従っている。したがって、有生名詞句内部から有生名詞句を移動させることはできないため、親族関係では所有者上昇は起こらないことになる。また、詳細は検討できていないが、(107) dに示した阻害要因のうち、後置詞句内の所有者句が上昇させられないのも、この現象が統語的な名詞句移動の現象であることを示しているものと考えられる。

2節で述べたように本稿は、有生名詞句移動を前提とした所有者上昇が、日本語の他動性システムの一環として成立しているのものであると考える。依然検討段階ではあるが、有生名詞句移動は他動性関連の主要部としての特徴を持つvのEPP素性によるものであると考えることが可能であり、また、このEPP素性に有生性に関する制限が付帯すると考えることで、有生名詞句移動が有生名詞句のみに適用されることの説明も簡潔に行うことができるものとする。あえて単純化して述べれば、動詞外項が現れない環境において、有生性制限の付帯したvのEPP素性が適用されることで、項としての性質を持った有生名詞句がvの指定部に移動し、その動詞句における叙述関係上の主語となる現象が、本稿が考える有生名詞句移動である、ということになる。

## 注

- 1 本稿は、石田 (2007a, 2007b, 2013b, 2014) でのディスカッションに多くを負っている。有益なコメントをくださったすべての方にこの場を借りてお礼申し上げる。
- 2 以下本稿では、所有者と所有物との関係を示す際に、" i "等のインデックスを用いる場合がある。
- 3 日本語では多重主格構文においても分離不可能所有関係が現れる場合があるが、(i)で示すように多重主格構文での所有関係は分離不可能所有関係に限定されたものではないため、本稿の扱う分離不可能所有の所有者上昇とは別種の現象として捉える必要がある。このことから多重主格構文における所有関係について、本稿では取り上げないものとし、詳細な検討は今後の課題とする。

- (i) a. 涼子が髪が長い  
b. 涼子が車が新しい
- 4 この(7)は竹沢(1991)において、本稿(5)(6)のような例も説明するため以下(i)のように改訂されるが、ここでの議論とは直接関わないため、(7)の一般化を示しておく。
- (i) 「ている」の結果相解釈は、主語と影響動詞の内在項(internal argument)の間に束縛関係がある場合に得られる(竹沢1991: 70, (38))
- 5 竹沢(1991)の用語法では「能格文」となっている。
- 6 本稿では最終的に、(有生の)所有者句の名詞句移動を仮定した分析を提案するが、この移動はvの指定部へのA移動であると考えられ、所有者句の痕跡を含む所有物句のかき混ぜがA'移動であった場合には、結果相解釈が困難となることを適性束縛条件に対する違反によるものとして直接的に説明できない可能性がある(Grewendorf(2003)等参照)。今は進行相解釈の場合と比べ結果相解釈の場合に明確に許容度が低いという観察結果を重視し、この問題の詳細については今後の課題としたい。
- 7 本稿の査読者より、以下(i)のような無生主語の構文の存在についてご指摘いただいた。
- (i) a. 木々が葉を落としている  
b. 梅がつぼみをつけている
- これらについては(28)~(31)各bの例よりも確かに許容度が高く、かつ主格句と対格句とに所有関係が成立しているように解釈できるため、本稿のここでの議論の反例となる可能性がある。しかしこうした例については、対格句の実体は主格句の実体と離脱や発生(付着)の関係にあるという特徴を持っており、そうした読みを持たない(28)~(31)各bとは異なった構文であると見ることができ。この(i)のような例については本稿3.2節において改めて取り上げる。
- 8 この(34)のような制限が存在する理由については2節で検討する。
- 9 経験・記録や完了等のパーフェクト的な解釈のものについては、主語が動詞そのものの項でなく、テイル自体の項である可能性がある。その点を考慮すれば、進行相や結果相以外の解釈のテイルでも、問題なく統語的アスペクト体系が認められる。石田(2011)を参照されたい。
- 10 本稿では、以下(i)のような非影響動詞の他動詞-テイル文の分離不可能所有関係は、進行相解釈の影響動詞のテイル文(37)と同様のものと見なし、行為者句の抑制と連動した外項削除は起こらないものと見ている。ただし、そもそも結果の局面を持たない非影響動詞の文で外項削除が起こり得ないことを確認することは、厳密には難しいものと考えられる。仮に行為者が削除され、被動者の所有者が上昇して主語となる場合があるとしても、統語的アスペクト体系によって現れるのは被動者への働きかけの継続の解釈だと考えられる。我々の文法的な感覚が、行為者の働きかけの継続と被動者への働きかけの継続とを識別できると期待できるだけの何らかの判断材料がない限り、最終的な結論は保留しておくしかない。
- (i) a. 健太が頭を叩いている  
b. 涼子がほったたきをさすっている

- 11 直接受動文と分離不可能所有の所有受動文の行為者句の共通性については、付帯状況デクによる状態記述の可否についても認められる。(i) a は随意的付加詞の行為者句、(i) b は義務的付加詞の行為者句の例であり、田中 (2002) が検討する直接受動文の場合と同じである。ここでは束縛関係でのインデックスと区別するため、主名詞との叙述関係を下付数字で示す。なお田中 (2002) は行為者句の関係節化等についても検討しているが、本稿では割愛する。
- (i) a. 健太<sub>1</sub>がその男<sub>2</sub>にパジャマ姿<sub>1/\*2</sub>で背中を刺された  
b. 健太<sub>1</sub>がその男<sub>2</sub>にパジャマ姿<sub>1/2</sub>でお尻を触られた
- 12 遊離数量詞には単一事象解釈だけでなく、多回事象解釈や部分量の解釈等が現れるが、主名詞がNPであり、そのNPと局所的な関係を構成するNP quantifierに(のみ)可能な解釈は単一事象解釈である。(49)に示す遊離数量詞は単一事象解釈が可能なものであり、「死ぬ」のような非対格自動詞の間接受動文と、二格句と対格句とに分離不可能所有関係が認められる影響動詞の間接受動文では、二格句が構造格二格(与格)の名詞句(NP)であると考えられることの根拠となる。二格受動文全体の基本的な記述と分類については石田 (2003) で検討を行った。また、遊離数量詞の解釈や、主名詞の範疇(NPかPPか)の問題の詳細については、Ishii (1999)、川添 (1999)、石田 (2012, 2013a) 等を参照されたい。
- 13 分析の詳細は2節で示す。なお(49)では遊離数量詞に関する共通性を示しておいたが、他の間接受動文と同様に、非対格自動詞の受動文の二格句も、分離不可能所有の間接受動文の二格句も、問題なく主語の特性を示す。内項や内項の分離不可能所有者が主語特性を得るには、主語位置への上昇が必須である(あるいは主語位置に上昇するような要素でなければ主語たり得ない)とも言え、この現象は本稿の分析の傍証となるものである。
- (i) a. 健太<sub>i</sub>は涼子<sub>j</sub>に自分<sub>i/j</sub>の部屋で死なれた  
b. 健太<sub>i</sub>は涼子<sub>j</sub>に自分<sub>i/j</sub>の部屋で手首<sub>j</sub>を切られた
- 14 (56) a では、発話者がトイレで財布のみを発見し、その持ち主が「健太」であると推測できた、といった状況にふさわしい解釈も現れるが、眼前に「健太」が存在するとすると、進行相の解釈を排除できない。本稿ではこの点を重視し、分離可能所有の他動詞-テイル文には結果相解釈となる場合を認めない。(56) a で「健太」が眼前にいない場合の非進行相的な解釈は、「健太がお湯を出しっぱなしにしている」「健太が窓を閉め忘れてる」等と同様の、維持解釈(森山1988)またはそれに近い放置的な解釈であると考え、動作性の低い進行相解釈の一種であると見ておく。
- 15 厳密には潜在的受影者の受動文(益岡(1987, 1991)、天野(2001)、石田(2005)等参照)と呼ばれるものの解釈になる。なお、長谷川(2009)では以下のような無生所有者の例が「所有受動文」として扱われているが、これも間接受動文の一種としての潜在的受影者の受動文であると考えられ、本稿が考えるような分離不可能所有の所有受動文とは分けて扱うべきものである。
- (i) a. ドアが(子供達によって)取っ手を壊された 長谷川(2009: 440, (12) c)  
b. ドルが(不当に)値を上げられた 長谷川(ibid., (12) d)

- 16 柴谷 (1978: 322-326) のように、自然力等の (つまりは動作主的な) 解釈を持たない無生名詞が間接受動文の二格句となった場合に許容度が低いことを指摘する研究はいくつかあるが、筆者の直感ではそうした例に当たる (58) b よりも (58) a の方が許容度が低い。
- 17 Ura (1996) の分離不可能所有関係には身体-部分関係の他に親族関係も含むが、本稿の観点からして重要なのは、所有者句と所有物句が有生名詞と無生名詞とで構成されることであり、親族関係が分離不可能所有と分離可能所有のどちらであっても、(64) の記述自体には影響はない。また、親族関係が分離不可能所有の一種であるという Ura (1996) の分析が妥当なものであるとした場合、この種の所有者上昇の成立にとって重要なのは所有者句の  $\theta$  役割そのものではなく、有生性の観点から見て A-over-A の原則に抵触するか否かであることになり、本稿の検討している所有者上昇が、名詞句の有生性を前提とした統語的な移動現象であると考えることの根拠の一つとなる。
- 18 v に他動性関連の主要部としての特性やバリエーションを想定するアプローチについては、Collins (1997), Takezawa (1999), 長谷川 (2007, 2009) 等の議論を参照されたい。また本稿のアプローチとこれらの先行研究のアプローチの比較検討については今後の課題とする。特に長谷川の一連の分析は考察の対象となる構文、分析上の発想ともに本稿の議論と関連する部分が大きいが、有生性に言及しての議論は行われておらず、この点は長谷川 (2007, 2009) 等の分析と本稿の分析との大きな相違点となる。
- 19 「額から血を流す」のように行為者の具体的な行為が読み込みにくい (i) のような文の場合には、カラ格句からの有生所有者句の上昇による結果相解釈のテイル文が可能になるように思われるかもしれないが、実際には出血状態の維持あるいは放置の解釈であると考えられる。遊離数量詞を組み込んで眼前描写を強制すると、カラ格句の場合のみ許容度が下がる。
- (i) あれ、健太が頭から血を流しているよ
- (ii) a. あれ、ザリガニさんが脚に 4 本包帯を巻いているよ  
b. \*あれ、ザリガニさんが脚から 4 本血を流しているよ
- なお、起点カラ格句が現れない(iii)のような例では結果相解釈が問題なく得られる場合がある。この問題については 3.2 節で取り上げる。
- (iii) あれ、健太がジャケットを脱いでいるよ
- 20 (84) a については主名詞の範疇が NP の場合にのみ得られる単一事象解釈が得にくいという話者もあるかもしれない。ここでは以下(i) a, b のような例では問題なく単一事象解釈の遊離数量詞が現れることを以て、受影 (affected) の着点二格句が NP である場合を認めておく。なお、主格、対格、与格 3 つの NP が現れる複他動詞の動詞句構造の詳細については、今後の課題となる。
- (i) a. 健太が女の子に 3 人釣ってきた魚をあげた  
b. 健太が女の子に 3 人魚のさばき方を教えている
- 21 (88) のような例の扱いについては、石田 (2007a) での質疑において三宅知宏氏からもご助言いただいている。(i)のように、乗り物が有生の実体によってコントロール可能であるか否かによって存在動詞が交替する。

- (i) a. さっきからうちの前に変なタクシーが{いる/?ある}んだけど  
 b. うちの裏庭にもう壊れて動かない軽トラックが\*{いる/ある}んだけどね
- 22 真の無生名詞の場所主語構文の存在について本稿では検討する余裕がないが、あるいは対格句の実体の離脱や発生（付着）の場所のような関係ではなく、仁田（1989）や三宅（1996）が取り上げている、包含関係を前提とする以下のような例が該当するかもしれない。今後の課題としたい。
- (i) この鉱石はたくさんの鉄分を含んでいる  
 仁田（1989: 57）、三宅（1996: 162）参照。
- 23 着点句や起点句が特定の後置詞を伴わず、NPとして文に現れている場合と、受影の読みが現れる場合とは基本的に対応していると考えられる。この対応関係は、場所的な実体が場所の二次述部ではなく項として文に組み込まれる際の条件に由来するものと考えられ、一定の受影性が読み込まれることで、場所句要素は項の要素へと転換するものと思われる。本稿の有生名詞句移動の対象は有生の項名詞句であり、単なる場所句に適用されると考えることは難しいが、場所要素が受影性の読み込みにより項として現れる場合があると考えられるのであれば、これまでの本稿の想定は維持できる。
- 24 注20でも若干触れたが、本稿ではNPが3つ現れる複他動詞の動詞句構造については詳細の検討を保留している。(96)についても以下(i)のように、VPとvPの間に中間的な階層を想定した構造の方が妥当である可能性も考えられる。
- (i)  $[_{VP} \text{_____} [[_{V_{mid}P} \text{有生場所 NP} [[_{VP} \text{ NP (ヲ) V } V_{mid} ] ] ] ] v ]]$   
 また、注23でも触れたように、有生名詞句移動により移動する「有生場所NP」は、場所句ではなく項として文内に現れているものと考えた方が、本稿の分析に合致する。
- 25 統語的アスペクト体系の仮説（金水（1995）を参照）を厳密に適用すれば、この(96)の構造から得られるテイルの解釈は、行為の継続でも結果の継続でもなく、受影の継続となる可能性がある。(96)における有生場所NPは受影性の読み込みにより項となったものであり、それがやがて有生名詞句移動により主語に昇格するからである。テイルが引き出す様々な継続的解釈の詳細については本稿の射程を超えるため、この問題については別稿での課題としたい。
- 26 石田（2003）では、概略(i)のように、非対格自動詞の間接受動文では分離不可能所有の間接受動文の所有者上昇と並行的に有生内項が移動する分析を示した。議論の詳細は割愛せざるを得ないが、この箇所での作業は、分離不可能所有の所有者上昇と有生内項の移動との並行性が、ヴォイス的に無標の文でも確認できるか否かを検証する作業でもある。
- (i) a. 健太が涼子に  $[ t_i \text{ 髪}]$  を切られた  
 b. 木村さんが教え子 $_j$ に  $t_i$  死なれた
- 27 この仮定をより精密に確認するためには、(i) b に示すように、vの指定部の位置まで主名詞とともに移動した数量詞のみをその位置に残留させることができるかどうかについても検討する必要がある。石田（2014）でのディスカッションにおいて、依田悠介氏よりこの問題についてご指摘いただいた。今後の課題としたい。

- (i) a. [炭鉱仲間が3人]<sub>i</sub> 昨日の事故で t<sub>i</sub> あっさり t<sub>i</sub> 死んだ  
 b. #炭鉱仲間<sub>i</sub>が昨日の事故で [ t<sub>i</sub> 3人]<sub>j</sub> あっさり t<sub>j</sub> 死んだ  
 c. \*炭鉱仲間<sub>i</sub>が昨日の事故で t<sub>i</sub> あっさり [ t<sub>i</sub> 3人] 死んだ

### 参考文献

- 天野みどり (1987a) 「日本語における〈再帰性〉について—構文論的概念としての有効性の再検討」『日本語と日本文学』7, pp.1-9.
- 天野みどり (1987b) 「状態変化主体の他動詞文」『国語学』151, pp.110-97.
- 天野みどり (2001) 「無生物主語のニ受動文—意味的關係の想定が必要な文」『国語学』52-2, pp.1-15.
- 石田 尊 (2003) 「日本語ニ格受動文の統語論的分析」未刊行博士論文, 筑波大学文芸・言語研究科.
- 石田 尊 (2005) 「潜在的受影者が想定される受動文について—顕在的受影者分析の可能性」『八洲学園大学紀要』1, pp.67-78. 八洲学園大学生涯学習学部.
- 石田 尊 (2007a) 「所有者上昇、場所句の上昇と他動性—外項を持たない他動詞文の記述」第94回関東日本語談話会口頭発表. 2007年9月8日, 於学習院女子大学.
- 石田 尊 (2007b) 「日本語の有生性制限について」第5回現代日本語文法研究会口頭発表. 2007年10月20日・21日, 於八洲学園大学.
- 石田 尊 (2011) 「テイル構文の項構造と解釈の關係について」『八洲学園大学紀要』7, pp.25-38. 八洲学園大学生涯学習学部.
- 石田 尊 (2012) 「外項の遊離数量詞について—眼前描写的な同時把握量」『文藝言語研究 言語篇』62, pp.21-36. 筑波大学大学院人文社会科学研究科文芸・言語専攻.
- 石田 尊 (2013a) 「副詞的とされる遊離数量詞の文法的な特性について」『筑波日本語研究』17, pp.1-29. 筑波大学人文社会科学研究科日本語学研究室.
- 石田 尊 (2013b) 「日本語における他動性の統語的な具現に関するモデルの構築」第10回現代日本語文法研究会口頭発表. 2013年12月8日, 於大東文化大学.
- 石田 尊 (2014) 「日本語の動詞句構造と有生名詞句移動」ワークショップ: 項と格の具現への形式的アプローチ口頭発表. 2014年3月7日, 於筑波大学.
- 梶 茂樹 (1993) 「名詞の性」『月刊言語』22-10, pp.20-27. 大修館書店.
- 川添 愛 (1999) 「日本語遊離数量詞と量化—後置存在量化詞と副詞的量化詞」『九大言語学研究室報告』20, pp.1-28. 九州大学文学部言語学研究室.
- 金水 敏 (1991) 「受動文の歴史についての一考察」『国語学』164, pp.1-14.
- 金水 敏 (1995) 「いわゆる「進行態」について」『築島裕博士古希記念国語学論集』pp.169-197. 汲古書院.
- 柴谷方良 (1978) 『日本語の分析』大修館書店.
- 竹沢幸一 (1991) 「受動文、能格文、分離不可能所有構文と「ている」の解釈」『日本語のヴォイスと他動性』仁田義雄 (編), pp.59-81. くろしお出版.
- 竹沢幸一 (2000) 「空間表現の統語論—項と述部の対立に基づくアプローチ」『空間表現と文法』pp.163-214. くろしお出版.
- 田中裕司 (2001) 「日本語の受動文における動作主の省略と関係節化」『意味と形のイ

- ンターフェース』上巻, pp.411-422. くろしお出版.
- 田中裕司 (2002) 「動作主句の随意性と受動文の類型」『事象と言語形式』筑波大学現代言語学研究会 (編), pp.199-226. 三修社.
- 角田太作 (1991) 『世界の言語と日本語』くろしお出版.
- 仁田義雄 (1989) 「拡大語彙論的統語論」『日本語学の新展開』久野暉・柴谷方良 (編), pp.45-77. くろしお出版.
- 長谷川信子 (2007) 「日本語の受動文と little v の素性」*Scientific Approaches to Language* 6, pp.13-38. 神田外語大学.
- 長谷川信子 (2009) 「直接受動文と所有受動文—little-v としての「られ」とその素性」『語彙の意味と文法』由本陽子・岸本秀樹 (編), pp.433-454. くろしお出版.
- 益岡隆志 (1987) 『命題の文法—日本語文法序説』くろしお出版.
- 益岡隆志 (1991) 『モダリティの文法』くろしお出版.
- 三原健一 (2006) 「受動文」『新日本語の統語構造』三原健一・平岩健 (著), pp.131-151. 松柏社.
- 三宅知宏 (1996) 「日本語の移動動詞の対格標示について」『言語研究』110, pp.143-168.
- 森山卓郎 (1988) 『日本語動詞述語文の研究』明治書院.
- Baker, Mark C. (1988) *Incorporation: A Theory of Grammatical Function Changing*. The University of Chicago Press, Chicago.
- Burzio, Luigi (1986) *Italian Syntax: A Government-Binding Approach*. D. Riedel Publishing Company, Dordrecht.
- Collins, Chris (1997) *Local Economy*, The MIT Press.
- Dowty, David (1991) “Thematic proto-roles and argument selection,” *Language* 67-3, pp.547-619.
- Grewendorf, Günther (2003) “Improper Remnant Movement,” 『言語研究』123, pp.47-94.
- Hasegawa, Nobuko (2001) “Causatives and the role of *v*: agent, causer, and experiencer,” In *Linguistics and Interdisciplinary Research: Proceedings of the COE International Symposium*, pp.1-35. Kanda University of International Studies.
- Ishii, Yasuo (1999) “A note on floating quantifiers in Japanese,” In *Linguistics: In Search of the Human Mind -- A Festschrift for Kazuko Inoue*, Masatake Muraki and Enoch Iwamoto (eds.), pp.236-267. Tokyo: Kaitakusha.
- Koizumi, Masatoshi (1994) “Secondary predicates,” *Journal of East Asian Linguistics* 3, pp.25-79.
- Miyagawa, Shigeru (1989) *Structure and Case Marking in Japanese, Syntax and Semantics* 22. Academic Press, New York.
- Sadakane, Kumi and Masatoshi Koizumi (1995) “On the nature of the “dative” particle *ni* in Japanese,” *Linguistics* 33, pp.5-33.
- Saito, Mamoru and Kensuke Takita (2009) “On the variety of movements to the vP edge,” 『語彙の意味と文法』由本陽子・岸本秀樹 (編), pp.307-329, くろしお出版.
- Takezawa, Koichi (1999) “Syntactic structures and derivations of epistemic verb constructions with an infinitival complement,” In *Comparative Syntax of Japanese Korean, Chinese and*

English, Report of the International Scientific Research Program, Yukinori Takubo (ed.), pp.187-206, Kyushu University.

Ura, Hiroyuki (1996) Multiple feature-checking: a theory of grammatical function splitting. Ph.D. dissertation, MIT.